

障害者自立支援法関係Q & A

分類	質問の内容	回答
指定運営基準	<p>知的障害者授産施設等の分場が新体系事業に移行する場合に、本体施設とは別の事業所として移行することが可能か。</p> <p>指定生活介護の職員配置について、指定基準（案）においては、「看護職員の数、指定生活介護の単位ごとに1以上」と規定されているが、これは、毎日、看護職員が1人は勤務していなければならない取扱いなのか。</p>	<p>旧体系事業において分場として都道府県知事に届け出ているものについては、一定の要件（事業運営が一体的に行われ、当該分場に少なくとも専従の職員が1人以上配置されている場合）を満たす場合には、最少利用人員の要件を満たしていないものについても、従たる事業所として、主たる事業所と併せて一つの指定事業所として取り扱うことが可能となるよう、障害福祉サービス事業の基準省令に所要の経過措置を設けたところであり、原則としては、本体施設と一体的に移行していただくことになる。</p> <p>しかし、本体施設と分場間の移動に要する時間が概ね30分を超える場合であり、かつ、分場の運営形態が本体施設から一定の独立性を有していることに加え、移行後の事業所として定員規模や人員配置等の基準を満たす場合には、分場を本体施設とは別の事業所として指定を行うことも可能である。</p> <p>指定基準（案）の指定生活介護事業所の人員に関する基準では、「看護職員数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とする」と規定されているが、常勤であることを求めているものではない。（例えば、生活支援員については、「生活支援員のうち、1人以上は、<u>常勤でなければならない</u>」とされている。）</p> <p>また、指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数については、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、平均障害程度区分に応じ算出することとされている。</p> <p>この常勤換算方法とは、従業者の延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の事業者の員数に換算する方法であり、1週間の勤務時間数に着目して算出される取扱いとされている。</p> <p>このようなことから、看護職員の配置については、必ずしも毎日、看護職員が勤務する体制をとる必要はなく、入所者の支援に支障がないことを前提に、各事業者の判断で必要な勤務体制を決めることが可能である。</p> <p>なお、指定生活介護事業所においては、看護職員についても専任規定が適用されており、当該看護職員が生活介護事業所の職務に従事する間は、利用者の支援に支障がない場合を除き、専ら当該職務に従事する必要がある。</p>

分類	質問の内容	回答
障害児施設	<p>障害児施設における契約制度の導入に伴い創設された障害児施設給付費等及び障害児施設医療費の支給に関する都道府県知事の権限については、児童福祉法第32条第2項において、福祉事務所の長に委任することができることとされているが、これを地方自治法の規定に基づき児童相談所長に委任することは認められるか。</p> <p>(地方自治法において一般的な権限の委任規定が置かれている中、児童福祉法において個別に権限の委任先を限定する場合には、通常、当該委任先以外に委任することはできないと解釈されるところ。)</p>	<p>そのような取扱いとして差し支えない。</p> <p>今般の改正は、障害児施設の契約制度の導入に伴い追加される都道府県知事及び市町村長の事務について、これまでの児童福祉法における委任規定の規定振りにならない、体系的位置付けを行ったものであり、これにより難い特段の事情がある場合において、地方自治法の一般原則によって他の機関に委任することまでを排除するものではない。</p> <p>なお、委任を行わない場合、各自治体において定める専決規程により意思決定がなされることが一般的であることを申し添える。</p>